一、当事者ハ本日ノ仲裁ニ関シ左ノ事項ヲ協定シ仲裁者ニ対シ仲裁手続ヲ委任スル

一、仲裁者ハ仲裁ノ為メ左ノ通リ開廷スル事

一、仲裁者ハ仲裁ノ為メ左ノ通リ証人ヲ喚問スル事

一、仲裁者ハ仲裁ノ為メ左ノ通リ鑑定ヲ命ズル事

一、仲裁者ハ仲裁ノ為メ左ノ通リ検証ヲ為ス事

一、仲裁者ハ本件ニ付仲裁手続ヲ終了シタル日ヨリ何日以内ニ仲裁判断ヲ為スベキヤ

一、仲裁者ハ本件ニ付仲裁手続ヲ終了シタル日ヨリ何日以内ニ仲裁判断ヲ為スベキヤ